

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

## 1 日 時

平成30年9月19日（水） 午後 1時30分から  
午後 4時12分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、志村学、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、戸高賢史

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、吉富英三郎、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、病院局長 田代英哉  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第86号議案のうち本委員会関係部分、第92号議案及び第93号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。  
請願33については、不採択とすべきものと、賛成少数をもって決定した。  
継続請願31については、継続審査とすることを、全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情20について、質疑を行った。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、県立病院精神医療センター（仮称）の整備について、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、大分県次世代育成支援行動計画の進捗状況について、大分県国民保護計画の変更について及び第3次大分県環境基本計画の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也  
政策調査課調査広報班 主事 佐藤和哉

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年9月19日（水）13：30～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係

13：30～13：50

### (1) 諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について
- ②県立病院精神医療センター（仮称）の整備について

### (2) その他

## 3 福祉保健部関係

13：50～15：00

### (1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）

第 92号議案 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

請 願 33 公的年金制度の改善についての意見書の提出について

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 20 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

### (3) 諸般の報告

- ①公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について
- ②公立大学法人大分県立看護科学大学の平成29事業年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績に関する評価結果について
- ③公社等外郭団体の経営状況等について
- ④大分県長期総合計画の実施状況について
- ⑤大分県次世代育成支援行動計画の進捗状況について
- ⑥大分県障がい者計画について

### (4) その他

## 4 生活環境部関係

15：00～16：00

### (1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）

第 93号議案 大分県食の安全・安心推進条例の一部改正について

継続請願 31 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について

(2) 諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について
- ②公社等外郭団体の経営状況等について
- ③大分県国民保護計画の変更について
- ④第3次大分県環境基本計画の実施状況について
- ⑤第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について
- ⑥青少年の自撮り被害の防止について

(3) その他

5 協議事項

16:00～16:05

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として麻生議員、吉富議員、堤議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、請願1件、前回からの継続請願1件、陳情1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、病院局関係の審査を行います。

執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

**波多野総務経営課長** (1) 諸般の報告①の大分県長期総合計画の実施状況について説明いたします。

資料はお手元の別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。あわせて参照願います。

それでは、別冊の1ページをお開きください。総合評価の方法は、指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が

順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、58施策、全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の進捗状況についてですが、表の一番上にありますように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

89指標のうち、達成及び概ね達成は、表の上から3行目にありますように、83指標、全体の93.2%となっています。また、達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの平成29年度の目標値に対する達成度及び最終年度の平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

総合評価の施策別一覧表でして、右から二つ目の列に、各政策の所管部局を記載していますが、病院局が直接所管する政策はありません。

18ページをお開きください。

施策の評価調書ですが、施策名は安心で質の高い医療サービスの充実、所管部局は福祉保健部ではありますが、病院局関係分を説明します。

具体的には、I主な取組の項目⑤に、県立病院のさらなる機能強化という形で、取組項目の一つとして位置付けられています。その下のII目標指標、III指標による評価は福祉保健部関係です。

次の19ページを御覧ください。

病院局には関連する目標指標はありませんので、目標指標以外の観点からの評価となります。

具体的には、左上のIV指標以外の観点からの評価の一番下の⑤にありますとおり、26年度に策定した第三期中期事業計画に基づき、急性期病院としての基盤づくりを推進するとともに、

大規模改修工事を着実に実施し、県民医療の基幹病院としての体制整備の強化を図ったことを29年度の実績として記載しています。

VII総合評価と今後の施策の展開については、一番下にありますとおり、医療の質を確保しながら、大規模改修工事等の大型事業を実施することで、県民医療の基幹病院としての役割を果たすとともに、県立病院精神医療センターの平成32年度中の開設に向け本体工事の着手や職員の採用・研修等の対応を着実に推進してまいります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**財前会計管理課長** (1) 諸般の報告②の精神医療センター(仮称)の整備について説明いたします。

福祉保健生活環境委員会資料の1ページを御覧ください。

2建設スケジュール(予定)を御覧ください。

現在、排水処理施設新築他工事を行っており、今月中に完成する予定です。

その下、本体工事及び外構工事についてですが、6月8日に入札公告を行いました。入札要件とした特定共同企業体の構成が困難等の理由により、入札不調となりました。このため、特定共同企業体方式と単独企業方式との選択制を採用するなど、入札要件を見直した上、再度、入札公告を行った結果、今月12日に株式会社末宗組が9億5,040万円で落札しました。

この入札不調により、工事着手は12月となりますが、31年度末には竣工予定であるため、32年度中の開設への影響はありません。

来月からは、院内体制を整えるため、看護師を順次、県内外の先進病院へ研修派遣することとしています。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**衛藤委員長** これより福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として麻生議員、吉富議員、堤議員に出席いただいております。

それでは、付託案件の審査を行います。

はじめに、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**長谷尾福祉保健部長** 本県教育委員会の障がい者雇用に係る修正報告については、障がい者雇用率日本一を主要施策に掲げ、障がい者雇用拡大の旗振り役を務める当福祉保健部としては、大変残念な思いです。

先般、代表質問で知事が答弁申し上げましたとおり、これを教育委員会のみでの解決に委ねず、今後、県庁各部局が知恵を出して、さらなる障がい者の就労拡大に努めることとし、当部としても、実効的な対策が講じられるようしっかりと取り組んでまいります。

また、今回の件が民間企業の取組に影響を及ぼすことのないよう、丁寧に理解を求めながら、引き続き官民の力を合わせて障がい者の就労拡大を図り、障がい者雇用率日本一の早期奪還に全力をあげてまいります。

それでは、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、福祉保健部関係について説明します。

今回の補正予算案は、本年6月の大阪府北部を震源とする地震により発生した、学校のプロ

ック塀の倒壊による痛ましい死亡事故を受け、緊急安全対策を実施するものです。

委員会資料の1ページをお開きください。

当部の9月補正予算額は、中ほどの段、9月補正予算欄の福祉保健部の部計の①5,321万3千円となっており、これに既決予算を加えた予算総額は、下段の現計予算欄の福祉保健部の部計の②961億6,997万8千円となります。

次に、2ページを御覧ください。

9月補正予算案の概要について説明いたします。

まず、事業番号1の社会福祉施設ブロック塀等緊急安全対策事業費4,427万3千円です。

これは、倒壊の危険性がある保育所や認定こども園等のブロック塀について、撤去やフェンスの設置などに要する経費を助成するものです。

次に、事業番号2の私立学校ブロック塀等緊急安全対策事業費894万円については、私立幼稚園に対して、ブロック塀の撤去等に要する経費について助成するものです。

いずれも国庫補助対象にならないものについては、県単独で3分の1を助成しますが、事業番号2の私立幼稚園については、右から2列目の補正の予算の概要欄の※印にありますように、国が補助対象とするか現在検討中であり、対象となった場合には、国と合わせて2分の1を助成したいと考えています。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

2ページの1番の社会福祉施設ブロック塀等緊急安全対策事業費、この社会福祉施設の範囲を教えてくださいませんか。

**幸福社保健企画課長** まだ調査中のものもありますが、障がい者施設や高齢者施設などが社会福祉施設になっております。

**衛藤委員長** 社会福祉法人以外もその対象になるという理解でいいでしょうか。

**幸福社保健企画課長** 社会福祉施設は、運営主体が社会福祉法人であるかというよりは、そういった危険、倒壊等のブロック塀があるところ

を対象とすると考えております。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないようですので、これをもちまして質疑を終了します。

なお、採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第92号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**伊東高齢者福祉課長** 委員会資料の3ページをお開きください。

第92号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

なお、議案書は26ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1の条例の概要についてですが、本条例は、老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めたものです。

次に、2改正の理由についてですが、平成28年度地方分権改革でなされた養護老人ホームの増床整備に関する提案を受け、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、条例の規定を整備するものです。

次に、3改正の内容について説明いたします。

はじめに、1のサテライト型養護老人ホームに係る緩和基準の拡充についてです。サテライト型施設とは、図にあるように、本体施設と密接な連携を確保し、別の場所で運営される定員29人以下の小規模な施設のことを言います。

従前、サテライト型養護老人ホームの本体施設として、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院が認められていました。

今回の省令改正により、この本体施設に養護老人ホームが追加され、あわせて人員の緩和基準が拡充されたことから、条例の規定を整備するものです。

次に、2の特定施設入居者生活介護等を行う

養護老人ホームの人員基準緩和についてです。

特定施設入居者生活介護とは養護老人ホーム等の特定施設が要介護者等に対して、入浴・排泄・食事等の提供を行う介護保険サービスです。

この特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームの看護職員の常勤要件が緩和されたことから条例の規定を整備するものです。

最後に、4施行期日ですが、本年10月1日としています。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**堤委員外議員** 一ついいですか。改正の内容の1番(2)と(3)、これは図で言えば下のほうの緩和措置でしょうけれども、この常勤一人や栄養士等については上の養護老人ホームに入るという認識でいいですか。

**伊東高齢者福祉課長** 本体施設に栄養士を置くことで、サテライト型には置かなくてもよいという緩和です。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

請願33 公的年金制度の改善についての意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**笹原保護・監査指導室長** お手元の緑色の請願文書表1ページをお開きください。

請願33 公的年金制度の改善について説明いたします。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(年金改革法)は、少子高齢化が進む中で、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるよう

にするために、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的に安心な年金制度を構築するために国が導入したものです。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

**嶋副委員長** これは6月の委員会でも審議をし、一定の結果を出したものとほぼ同じ内容のものです。

改めて申し上げますと、2年前の年金制度に係る法改正は、今説明があったとおり、持続可能な年金制度を維持していくために、本来調整すべきものをしっかりやっていくということです。それは6月にも申し上げたとおりです。将来世代がもらえる年金が減っていかないようにしていくことが私は大事だと思っています。

ただ、低所得者の対策等々まだまだ十分ではないところがありますが、基本的には年金制度は抜本的な改革が必要だということを申し添えておきます。

**木田委員** 請願項目が幾つかありますけれども、年金制度はやっぱり国民にとって切実なものだと思います。

三番の国連の社会権規約委員会が最低年金保障額を導入するよう勧告とありますが、もし分かれば結構なんですけど、この最低年金保障というのは、スウェーデンは全額国庫負担している国だと思うんですけども、そのほか、国際的にそのような全額国庫負担での最低年金保障制度といったものがどの程度あるかどうかというのは難しいですかね。

**笹原保護・監査指導室長** 諸外国の関係は把握していません。

**木田委員** 私が調べたところでは、やはりスウェーデンが一番目立っていたようなんですね。そこはもう全額国庫負担でやって、受入れ部分は保険料という枠組みだったと思うんですけど、後でそういうことが分かるようなことがあると有り難いと思いますので、今のところ分かりません。はい、分かりました。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはあ

りませんか。

**堤委員外議員** 6月に大体基本的なことは話しましたのでいいんですけども、今回、この中でも年金積立金の問題で、基本的には50%ぐらいの株の運用であるが、過去かなり赤字を出した事例もやはりあると思うんですね。

過去の事例の中で、この年金の基金の活用によってどれぐらいの赤字だったか分かりますか。

**笹原保護・監査指導室長** 28年度の収益額でいきますと、約7兆9千億円のプラスになっていますけれども、27年度は5兆3千億円ほどマイナスになっています。結果、26、25、24年度は約15兆円、10兆円、11兆円とプラスの運用率になっています。

**堤委員外議員** 基金というの掛けた方々の財産でもありますし、そういう点では、本来であれば全額これを活用することによって、スライド制を持ってきたりと年金を下げる必要性は基本的にないんですね。それは強く申し述べておきたいと思います。

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これより、請願の取扱いについて、協議いたします。いかがいたしましょうか。（「採択」と言う者あり）

**衛藤委員長** それでは、採択についてお諮りいたします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**衛藤委員長** 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、不採択と採決いたします。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、付託外案件の審査を行います。

陳情20臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について、執行部から説明をお願いしま

す。

**藤内健康づくり支援課長** お手元の赤色の陳情文書表1ページをお開きください。

陳情20臓器移植の環境整備について説明いたします。

臓器の提供及び移植の件数ですが、平成29年は、全国で112件の提供、380件の移植がありました。このうち県内では1件の提供と1件の移植となっています。

また、本県では、専任の臓器移植コーディネーターを臓器移植医療協会に配置し、県内の高等学校や専門学校等において臓器移植に関する講演会や、臓器移植普及推進月間での臓器移植キャンペーンを開催するなど普及啓発を行っています。

さらに、県内26施設の医療機関に152名の院内移植コーディネーターを委嘱、こうした方々を対象に研修会を実施するなど、円滑に臓器移植を行えるよう努めています。

県としては、引き続き、臓器移植に関する普及啓発や、医療機関に対する研修等を行い、臓器移植の推進を図ってまいります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

以上で、付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①及び②の報告をお願いします。

**西永医療政策課長** 県出資法人等の経営状況報告概要書の48ページをお開きください。

地方自治法の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について、報告いたします。

まず、左側の項目2の県出資金ですが、土地・建物を合わせて32億6,436万3千円の全額県出資の法人です。



次に、項目3の事業内容ですが、1のとおり、当法人は、看護師・保健師・助産師などの看護職を養成するための大学を設置し、運営しています。その他に、3地域社会への貢献のための教育研究活動等を行うとともに、5学外からの委託や共同の研究なども積極的に実施しています。

次に、項目4の29年度決算状況ですが、一番上の経常収益は9億34万6千円、1行下の経常費用は8億6,310万2千円で、差引きの経常利益は3,724万4千円の黒字となっています。

なお、剰余金については、目的積立金として積立て、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てることとされています。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項並びに6の対策及び処理状況ですが、開学から20年が経過し、教育・研究の機器類及び施設が老朽化しています。6の1にありますように、機器類は、全体的な優先順位を勘案して、主に目的積立金で修理更新に努めています。また、施設の保全については、県有建築物の保全計画の中で、進めてまいります。

さらに、5の2、収入の確保策として、外部研究資金などを獲得するため、6の2にありますように、学長等による教員への個別指導を実施するなど、実行性のある対策を行っています。

続きまして、49ページを御覧ください。

平成29事業年度の業務実績及び平成24から29事業年度の中期目標期間の業務実績に関する評価結果について報告します。

なお、評価結果の詳細につきましては、議案書125ページですが、この資料により評価結果の概要を説明させていただきます。

これは、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度における業務実績と中期目標期間における業務実績について、経営・財務・看護教育等、各専門分野の外部委員5名から成る評価委員会の評価を受け、報告するものです。

平成29事業年度の全体評価については、2の(1)にありますとおり、全体として年度計画を上回る進捗で実施しているという結果でし

た。

大項目評価としては、下の方、参考の枠内中央にありますように、Iの教育研究等の質の向上については特筆すべき状況としてS評価を、また、IIの業務運営の改善及び効率化、IIIの財務内容の改善、IVの自己点検・評価及び情報提供、Vのその他業務運営の4項目については計画どおりA評価を受けています。

その評価理由については、2の(2)にありますように、看護学生が富士見が丘・野津原地域の高齢者宅を訪問して行う予防的家庭訪問実習の実績と、平成30年度以降もスリム化を図って実習を継続する体制を整備したことなどが評価されています。

平成24から29事業年度までの中期目標期間の全体評価については、3の(1)にありますとおり、全体として中期計画の達成状況が良好であるという結果でした。

大項目評価としては、下の方、参考の枠内右側にありますように、Iの教育研究等の質の向上については、非常に優れているとしてS評価を、また、IIの業務運営の改善及び効率化、IIIの財務内容の改善、IVの自己点検・評価及び情報提供、Vのその他業務運営の4項目については良好であるとしてA評価を受けています。

その評価理由については、3の(2)にありますように、予防的家庭訪問実習が平成28年度に日本学術振興会による中間評価で最高評価のS評価を受けたことなどが評価されています。  
**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉富委員外議員** 当期の純利益4,300万円ほどが目的積立金へということで、この目的積立金で古くなっている機器等の取替え等を行いたいという説明だったと思います。

今、この目的積立金というのは全体で大体どれぐらいの金額があるんですか。

**西永医療政策課長** 基金につきましては、約2

億円程度。

**吉富委員外議員** 2億円ということですがけれども、多分今、医療機器というのは大変高くて、病院や医院でもレントゲン1台は2億円という金額になると思います。目的としてどのような研修機器を年度ごとにそろえたいのか、そういう計画等があれば教えてください。

**西永医療政策課長** レントゲンなど的高額な医療機器ではなく、学生たちに研修をするための人形などで、老朽化したものを年々更新していくという計画があります。

**吉富委員外議員** 計画があるということでもいいわけですね。

**西永医療政策課長** 直近は、5か年計画を立てながらやっております。

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、続いて、③の報告をお願いします。

**幸福祉保健企画課長** 福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況について報告いたします。

お手元の県出資法人等の経営状況報告概要書により説明いたします。

目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、左ページにある出資比率が25%以上等の指定団体として、6番の大分県社会福祉協議会から8番の大分県臓器移植医療協会までの3団体と、右ページにある出資比率が25%未満のその他の出資等団体として、5番の大分県アイバンク協会の1団体の合わせて4団体となります。

それでは、6ページをお開きください。

社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

項目欄の2にあるとおり、資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

次に、項目3の事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4の29年度決算状況についてですが、左側の資金収支計算書の下から3行目の当期資

金収支差額は42万8千円となっています。また、右側の貸借対照表の下から3行目の正味財産（純資産）については19億7,106万8千円となっており、昨年度に比べて、5億6,892万7千円のプラスとなっています。これは、国庫補助金を原資とする保育士修学資金の貸付資産の積立てなどによるものです。

続いて項目5の問題点及び懸案事項についてですが、近年、自然災害の頻発に伴い、被災地社協への職員派遣に伴う人件費や交通費が増加するなど、県社協として果たすべき役割は増大しており、引き続き経営基盤の強化に取り組む必要があると考えています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にありますとおり、貸館事業のPRや自主事業の拡大による収入増や経費節減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

続いて、7ページをお開きください。

公益財団法人分県地域保健支援センターについて説明いたします。

項目2の県出資金は500万円で、県の出資比率は25%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、3の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業が主要な事業です。

主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しており、29年度の検診受診者数は延べ20万984人となっています。

項目4の29年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は6,226万4千円のマイナスとなっています。右側の貸借対照表の下から3行目の正味財産（純資産）は4億6,468万4千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、センターの主要事業である巡回型検診は、少子高齢化や医療機関での個別検診志向の高まりなどにより、受診者数、検診収入ともに減少傾向にあります。

また、昨年度は、大口受診団体の全国一括入札に伴う受託の減や台風襲来に伴う受診のキャンセルによる受診者数の減少、死亡退職金の支

払などが生じたことにより、正味財産の減額につながっています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にありますとおり、各検診料金の改定に加えて、デジタル化料金の設定や最低保証料金制度の拡充などによる収入確保を図ります。また、平成27年度に策定した経営改善計画の見直しを行うとともに、受診者数の増加対策や人件費削減などの経営改善に努めてまいります。

続いて、8ページを御覧ください。

公益財団法人分県臓器移植医療協会について説明いたします。

項目2の県出資金は2千万円で、県の出資比率は31%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の県民への移植医療に関する普及啓発や2の腎臓の提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業、6の臓器移植コーディネーターの設置などとなっています。

項目4の29年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は37万6千円のプラスとなっています。その下の主な収入で特徴的なものとしては、2番目の寄附金として支援型自動販売機の収益等が142万3千円となっています。

また、主な支出としては、移植コーディネーターの活動費が354万円となっています。右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は6,855万円となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、昨今の低金利により基本財産の運用益は目減りし、収入構造が厳しい状況にあります。このため、2にありますように、寄附金の増収対策を講じたことにより4年連続の黒字となっています。

項目6の対策及び処理状況についてですが、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、今後とも自主財源の確保に努めてまいります。

続いて、33ページをお開きください。

公益財団法人分県アイバンク協会についてです。

項目2の県出資金は500万円で、県の出資

比率は7%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の献眼者の募集及び登録や2の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあつ旋、3の献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発などとなっています。

項目4の29年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は、74万7千円のプラスとなっています。

その下の括弧書きの主な収入としては、寄附金が171万4千円、角膜の提供による眼球あつ旋手数料が162万円となっており、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,513万8千円となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、1のとおり、献眼者数を確保するため、普及啓発を強化するとともに、3のとおり、寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にありますとおり、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機及び募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めてまいります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、続いて、④の報告をお願いします。

**長谷尾福祉保健部長** それでは、大分県長期総合計画の実施状況について説明いたします。

お手元の資料の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙と

してお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策K P Iを抜き出したものです。あわせて参照願います。

別冊の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、全庁で59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は58施策、全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。

施策ごとの目標指標の達成状況についてですが、表の一番上にありますように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

89指標のうち、達成が60指標、概ね達成が23指標となっており、表の上から3行目にありますように、合わせて83指標、全体の93.2%となっています。また、達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの平成29年度の目標値に対する達成度及び最終年度の平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

福祉保健部に関する施策は、政策欄の1一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から3障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進までの三つの政策に対応した八つの施策と、政策欄の7地域社会の再構築の(1)つながりを実感する地域社会の実現、9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立となっており、総合評価はAが7施策、Bが3施策となっています。

これら10施策について取組を進めているところですが、それぞれにおいて設定している指

標のうち、目標を達成した指標、また達成度の低い指標について、主なものを説明いたします。

まず、目標を達成した主な指標についてです。8ページをお開き願います。

次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備のII目標指標欄の上の指標の病児・病後児保育実施施設数です。

これは、病児・病後児保育のニーズ増加に伴い、市町村等へ積極的な働きかけを行ったことが実施施設の増加につながり、目標を達成したものです。

今年度はさらに2施設増え、30施設で実施されることとなり、引き続き従事者に対する研修を実施するなど、今後も病児・病後児保育の一層の充実を図ります。

続いて12ページをお開き願います。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進の目標指標である、出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数です。

これは、全市町村において婚活支援の取組を実施していることから、目標値を達成したものです。しかしながら、取組は進んでいるものの、婚姻数は減少していることから、13ページの一番下、総合評価と今後の施策展開についてにあるように、今年度は若者の結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを開設し、1対1のお見合いや広域的な婚活イベントの実施など、結婚につながる支援を強化していきます。

続いて24ページをお開き願います。

障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進の目標指標である、グループホーム利用者数です。

これは、グループホームの施設整備への助成を通じ、地域生活における住まいの場の確保を図るとともに、地域での相談支援体制の強化や地域移行・地域定着を支える人材の確保に向けた取組などにより、目標値を達成したものです。

今後も、障がい者の地域生活を支えるための住まいの場の確保や地域生活への移行を促進するための取組を推進していきます。

続きまして、達成度が低い指標について説明

いたします。

10ページにお戻りください。

きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の目標指標である里親等委託率です。

目標値31.2%に対して、実績は28.0%と、達成度は89.7%となっています。これは、里親の高齢化や被虐待児や発達障がい児のような養育困難な児童が増加したことにより、登録里親のうち、受託を見合わせる里親が多く、新規委託が進まなかったことによるもので、その分、児童養護施設の入所が増加しています。

今年度から新規事業として、里親リクルート対策事業を実施し、新規登録里親の開拓を図るほか、複数の養育者の下で、5、6人の子どもを預かるファミリーホームの拡大を図っていきたいと考えています。

次に、26ページをお開きください。

障がい者の就労支援のⅡ目標指標欄の上の指標、障がい者雇用率の全国順位です。

障がい者雇用率日本一の実現を目指しているところですが、分子である算定雇用障がい者数は増えたものの、分母である全体の労働者数の増加率が上回ったため、雇用率が下がり、全国順位は5位で達成度は91.5%となっています。内訳では、身体障がい者雇用率は全国1位ですが、精神障がい者及び知的障がい者の雇用率が全国中位のため、精神・知的障がい者を新規に採用する企業の職場指導員配置に対し、奨励金を新たに支給するなど、障がい者が就労しやすい環境づくりを進めています。

続いてその下の指標、障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額全国順位です。

平成29年度の全国順位はまだ発表されていないため、今回評価したのは平成28年度の実績です。目標の7位に対し、実績は14位で、達成度は82.9%となります。目標には届きませんでしたが、平均工賃自体は年々増加し、28年度は16,823円で、伸び率は全国平均を上回っています。未達成の要因としては、新規設立事業所の大半が、取引先の新規開拓等に苦慮しているとともに、農業に取り組む事業所では、専門知識の不足、販路の未開拓等によ

り工賃が低くなっている状況があります。

今後は、共同受注センターに企業団体などの外部委員による協議会を設置し、企業等との連携・協力体制を構築して、販路拡大・品質向上・付加価値のある新たな商品開発などにより工賃向上を図るとともに、農業に取り組む事業所へは、県の農業普及指導員OBであるアグリ就労アドバイザーやサポーターを派遣し、技術向上や販路拡大等を支援することで、農福連携を推進していきたいと考えています。

以上で、安心・活力・発展プラン2015の達成状況についての説明を終わります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

**玉田委員** 10ページの里親について、全国でも非常に委託率は高く、ここに原因を書いているように、高齢化率や里親が年を取っていったら引き受け困難な子どもさんが増えている。どうしたら里親が増えるのかと思いながらその話を聞いていました。

これは啓発などを地道にやるしかないんですけど、この資料を見る限りは、全国では、平成28年で18.3%、それをはるかに上回る30%の委託率があるにもかかわらず、またこの高い目標を設定して、その中でも達成不十分ということで厳しい自己総括をしている。

これからまだまだ里親が高齢化していったら、いろんな雇用条件や経済状況だとかで、里親として若い世代が引き受けるという人たちはだんだん減ってくると思うんですね。

そういう中で、大分県が高い委託率を維持していくのに、かなり知恵を絞らなくてはならないと思います。厳しい自己総括でありましたけれども、部長の率直な思い、感想を聞きたいと思います。

**長谷尾福祉保健部長** 実は今年度の新規事業でこういった里親の皆さん方のフォーラムとか、要するに新規里親を入れ込むためのフォーラムの開催、また、里子さんがこういった里親の下で育って本当によかったというような、うまく成長したお子さんも結構いますので、そういっ

た人たちの体験談などを一緒にフォーラムとしてやっっていこうと準備しております。

こういった啓発も行っていますが、委員の御指摘にあったように、里親の高齢化とか、なかなか対処しにくい部分もあります。里親である程度経験を積んで、その次の段階でファミリーホームに発展していってもらえればいいと思う。今、県内に9か所ありますが、委員の地元の清川町の「ももたろう」は一つのモデルです。

なぜかというと、夫婦で6人ぐらいを抱えられて、制度上、補助員も雇えますし、複数でやっっていくという強みがある。里親さんだけだと、どうしても孤立感みたいな部分も出てきたりしますので、そういった中で里親として経験を積んだ人たちの発展形としては、一つはファミリーホームだと思っています。

それから、年2回、里親の委嘱をしています。これも地道に児童相談所、中央児相でやっっており、一生懸命いろんなつてを頼りながら募集をかけています。

私も委嘱式等に出ていますけれども、中には若くて、お子さんができないという親御さんもいらっしやいますし、また、お子さんが小さければ養子縁組をするという里子もあり、細かく言うと里子もそういう意味で2種類あります。

養子縁組をしてそれで終わり、あとはお任せするというものと、里子として成長するまで何とか育てていこうというのがあります。それらを駆使して進めていきたいと思っています。

児童養護施設についても、これが大世帯だから悪いとかいうわけではなく、いろんな難しい案件は、やはり児童養護施設のほうが実績を積んでおり、専門の指導員もいます。こういったものの細分化も一つ視野に置いたらどうかと思っています。

**木田委員** 障がい者雇用に関係して冒頭の話にあった部分ですが、今、報道を見ると水増しという表現をされており、省庁であったということで、何か都道府県も水増しというくりにされているような報道を今日も見たんですけれども。本県の場合、それは確かに不適切で誤りであったとは思いますが、水増しというのは、

非該当者を無理やり該当に持っていくようなことを水増しという表現なのかなと思うんですけども、その辺の見解はいかがですか。

**長谷尾福祉保健部長** ない人を持っていくというのは多分水増しだと思いますけれども、手帳を確認しなかったが、実際にいろんな届出を見て障がいがあるという形で県教委が上げたということです。

それをどう言うかはなかなか難しいが、水増しという感じは、私は余り持っていません。

ただ、教育現場を見ていただくと、一つは、教員というのは資格職種そのものなので、選考試験で行うということがあります。

議会の答弁でも申し上げたように、その他の事務職もだいぶ外部委託してきたため、学校には事務職は余りおらず、昔いた用務員ももういません。こういったところで、どうやって雇用率を上げていくかは非常に悩ましいということがこれまでの教育委員会の見解だったと思います。

そういった中で、さきほど申し上げたように、知事部局も一緒になって雇用率を上げていこうというのが今のスタンスです。

**木田委員** この話題は県政報告の場でも触れざるを得ないところがあって、これをどう正しく伝えるべきかなということで、お尋ねしたところです。

今後、多分市町村の調査の集約を県で行い、いずれかの場で発表されるかもしれませんが。大分市はないと聞いたんですけど、もし県教委と同じような状況がほかの市町村であった場合、その表現というか、捉え方というのも正しく伝えていただきたいと思っています。

**衛藤委員長** 木田委員から障がい者雇用の話がありましたが、民間企業は、障がい者雇用については、本当に厳しい罰則金を受けながら、その中で皆さん努力して、障がい者雇用率の向上に努めていらっしやいます。

そういった中で、行政で今回のようなケースが生じますと、民間企業の皆さんは不公平感を感じられると思います。そういった点にも十分御配慮していただきながら、これから進めてい



17件に対して63件、達成率53.8%となっています。

また、46番の発達相談支援につながった未就学児数は、5歳児健診・発達相談において専門医の診察を受けた子どもの数を目標値としたものですが、現在、大分市、別府市及び姫島村で5歳児健診・発達相談が実施されていないこともあり、目標635人に対して465人、73.2%の達成率となっています。

9ページをお開きください。

プランの総合的な評価指標、つまり、様々な取組の成果をはかるアウトカム指標を、指標欄のとおり10項目設定しています。

矢印で、平成26年度基準値と比べた進捗状況を記載していますが、上向きとなったのが、①子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合など6項目です。

一方、矢印が下がったのは③④⑤⑧の4項目ですが、その要因等を説明いたします。

まず③保育所入所待機児童数は、平成29年4月1日時点は505人となっていますが、その後市町村、特に大分市が積極的に定員増に取り組んだ結果、本年4月時点では13人と大幅に改善したところです。

④子ども1人当たりの医療費・保育料等助成額については、医療費助成額総額は前年より1,500万円減少、保育料助成額総額は前年より150万円増加しており、一人平均では102円減少しました。その結果、全国順位は前年より1位下がって18位となりました。

⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間については、5年ごとに実施される国の調査結果に基づく数値ですが、大分県は、前回調査時23年から2分増加したものの、全国平均の16分の増加に及ばず12位に後退しました。

⑧妊娠・出産について満足している者の割合は、国の、健やか親子21の推進状況に関する実態調査に基づく数値ですが、大分県は、前回調査時から14.7ポイント大幅に増加したものの、全国的にも増加しており、順位は10位に後退しました。

これらにより、全体的な達成率は71.1%と、昨年度より0.2ポイント伸びましたが、総合順位は昨年度と同じ11位となっています。

このような進捗状況も踏まえつつ、おおいた子ども・子育て応援県民会議で御意見をいただくとともに、庁内の部局間連携を図りながら、子育て満足度日本一を目指し、今後も各種施策に取り組んでまいります。

**二日市障害福祉課長** 委員会資料の11ページをお開きください。

大分県障がい者計画の骨子について、説明いたします。

第1計画策定の趣旨等ですが、1趣旨のとおり、この計画は、当県の障がい者施策を総合的に進めるための基本方針であり、また障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画でもあります。

3計画期間は、平成31年度から35年度までの5年間です。

次に、第2骨子ですが、1策定にあたってにあるとおり、(1)障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の理念を反映すること、(2)全国障害者芸術・文化祭等を契機とする取組を継承すること、(3)障がい当事者等の意見を丁寧に聴取して反映すること、そして(4)新たな第5期基本計画と昨年度策定した障がい福祉計画を統合して一体的に策定し、県民の皆様により分かりやすいものとする、以上4点をポイントとしています。

その下の2基本理念では、(1)人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をはじめとした3点を掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に助け合い、支え合う社会の実現を目指したいと考えています。

右の3施策項目では、右下にあるとおり、四角が二重になっている項目は、基本計画と福祉計画が重なっている部分で、施策の方向と具体的な取組内容を記載する項目です。(1)共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護では、県条例の趣旨の浸透を図ることを基本とし、

(2)地域生活支援では、相談支援体制の整備などにおいて、親なき後への取組等を盛り込む



予定です。また、その右下、(5)雇用・就業、経済的自立の推進では、障がい者雇用率日本一を目指す取組について記載します。

最後に、下段の第3のスケジュールですが、第4回定例会にて素案をお示しし、パブコメ等を経て、来年の第1回定例会で成案を報告する予定です。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

委員会資料の9ページと10ページです。

総合的な子育て満足度のところで、①から⑩までの中で、その多くが間接的というか、どのように感じるかですけれども、その中でも③と④番は違うと思っております。

保育所の入所待機児童数、特に④ですが、子ども1人当たりの医療費、保育料等の助成額は行政がどこまで予算措置で踏み切れるかどうかだと思います。

④に関しては、ほかの人がどう感じるかも大きいんですけども、やっぱり子育て満足度日本一を目標に掲げていますので、もっと思い切った予算措置をしていただきたい。むしろ逆に下がっているぐらいなので。ここはしっかりと直接的にてこ入れできる部分ですので、頑張っただけであればと要望します。御見解をお願いします。

**長谷尾福祉保健部長** 冒頭で申し上げたように、例えば、医療費について県では未就学児までなんですけれども、その中でも、実はインフルエンザがはやるかどうかで医療費の助成額は変わります。

にこにこ保育の保育料は伸びていますので、今回、そういった中でトータルで医療費の落ち分が大きかったということです。

委員長がおっしゃったことについてもいろいろと御意見があります。ただ、現場では中学校まで通院をやっているところが16市町村までになるなど、だいぶ広がりがあるんだろうと。

ただ、これには反映していないということで、トータルとして、このアウトカム指標を上げていきたいと思っております。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**衛藤委員長** 4点お伺いします。

まず、さきの前回定例会の際の委員会でお伺いしました外国人の国民健康保険の利用実態がどうなっているか、この点について最新の状況の御報告をお願いいたします。

2点目ですが、4月24日の委員会で志村委員から質問があった保健所の関係で、例えば、専門外の方が窓口の対応をされていたケース、これは生活環境部とも関連があるようですが、産廃担当が薬剤師というケースがあるという点、体制づくりをどうするかを御検討いただきたい。

6月の9月ですので、すぐには難しいと思いますが、12月、3月できちんと経過について検討状況を御報告していただきますようお願いいたします。

3点目は、障がい者アート、工事看板に障がい者アートを使っていたらという件ですが、先日伺ったときは、まだ国と市町村の工事までは広がっていないという話でした。

障害者芸術文化祭がもう間もなく目の前に迫っておりますので、最新の状況についての御報告をお願いいたします。

4点目は、昨年12月8日の委員会で医療政策課に伺ったんですけども、看護師の不足状況の調査について、昨年はこれから詳しい調査にかかる、県独自の必要数や不足の状況の調査を検討しているという話でしたけれども、その後の状況を教えてください。

以上4点、お願いいたします。

**藤丸国保医療課長** 1点目の国民健康保険に加入する外国人の被保険者の状況について報告いたします。

まず1点目、高額療養費の利用状況で、いわゆる不適正な利用があったかどうかということですが、国保の外国人の被保険者が在留資格に沿った活動を行っていないなど不正に滞在して

高額な医療サービスを受けるといった不適正事例があるという報道がされ、国の通知に基づきまして報告を県内の市町村から求めましたけれども、県内ではこのような事例がなかったと報告を受けています。

それから、外国人の被保険者の高額療養費の利用実績ですが、市町村に照会いたしました結果、平成29年度に国保で外国人被保険者に給付した高額療養費については、件数で508件、金額で約3,568万円でした。

同じ29年度の国保の外国人被保険者の医療費全体については、件数が2万2,257件、金額は4億4千万円ほどでした。

この二つから計算しますと、外国人の医療費総額に占める高額療養費の割合は、件数で約2.3%、金額で約8%という状況でした。

一方で、28年度、これは外国人被保険者も含む国保全体の県内分内の状況についてですが、医療費については、高額療養費の割合が件数で約4.5%、金額で約11.4%で、外国人被保険者の高額療養費の割合は、件数、金額とも国保全体の状況と比べても低い状況でした。

**幸福社保健企画課長** 2点目の保健所の窓口体制です。

先般御質問があったのは、特に産廃関係等々と承知しています。

確かに衛生課が基本的に対応していますが、薬剤師のほか、獣医師等という体制でやっています。専門的な対応につきましては、また生活環境部も含めて、また12月若しくは3月に報告させていただければと思っています。

**工藤障害者社会参加推進室長** 3点目の障がい者アートについてです。

工事現場の各種看板に障がい者アートを取り入れていただくという取組ですが、看板を発注する側の県の建設業協会と障がい者の描いた絵画を提供する側の元気のでるアート！実行委員会という組織とで、去る3月1日に協定を結び、この取組を始めてもらっています。

本年4月以降、まずは県の発注工事から取組もうということですが、実際に民間同士の協会と「元気のでるアート！」の自由な取組で進

めていこうということで、こちらが介入することを控えている関係もあるようです。

土木建築部に聞くと、件数の随時把握はやっていないということでしたが、8月の盆過ぎの、発注の一山を越えたところで見ますと、看板の枚数でいうと1千枚を超えたという情報は聞いています。

委員長から御指摘のあった県発注工事が口火を切って、国と市町村の発注工事も広がったらいというところで、当方もそれを望んではいませんが、看板の枚数は1千枚を超えたということ、協力していただいている業者数は、建設業者の数では130を超えているという状況です。

一度県の発注工事で看板を使えば、今度はその業者が、例えば、市町村や国から発注を受けた際にも、特に妨げてはけませんので、どういう発注を受けようが使っていただけるだろうと思っておりますが、国の工事の件数など、内訳はまだつかめていません。

少しずつ広がっていますが、当方としては、なるべくもっと進めていきたいと希望は持っていますので、土木建築部と連携して、しっかりやっていきたいと思えます。

**西永医療政策課長** 4点目の看護師の不足状況の把握に関する県独自の調査の進捗状況ですが、県では平成20年度以降、県の各保健所の御協力を得ながら毎年度実施してきた看護職員の確保定着に関する実態調査というのがありますが、これについて、従前は病院だけだったのが、今年度、調査対象施設に有床診療所を新たに追加して、医療機関の規模による比較ができるように見直しを行いました。

また、これまで県の保健所に移してやっていた関係で、最も大きなウエートを占めている大分市内の状況把握ができていなかったのが、今回、今年度は初めて大分市保健所にも協力をお願いして、大分市内の病院と有床診療所についても調査するなど内容の拡充をしながら実施したところでした。

6月から7月にかけて各医療機関に照会をして、看護職員数とか新規の採用、離職の状況、各医療機関の募集定員に対する実際に採用でき

た数を照会していますが、現在、その調査項目ごとに集計、分析作業中という状況です。

一方で、平成28年6月以降は開催されていなかった国での看護職員需給分科会、これが約2年3か月ぶりに今月の27日に第3回目が開催される予定であり、こうした中で、現状だけでなく、本県の看護職員の需給見通しや不足状況についても推計していくものと考えており、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

**衛藤委員長** 3点目の障がい者アートの関係ですが、現時点では正確な数が困難ということですが、国、市町村は始まってはきているということなので、完全に大分オリジナルの取組だと思います。建設業協会と障がい者アートというのが結びついた、全国的にも本当に珍しい大分発祥の取組なので、ぜひこれをしっかりと全国に発信できるように育てていただければとお願い申し上げます。

4点目ですが、現時点では非常に難しいと思いますが、看護師を必要としているのは、医療以外にも介護の分野や保育の分野などたくさんありますので、今すぐには難しいと思うんですけども、長期的にはそういった需要も視野に入れながら調査を行っていただければと要望申し上げます。

ほかにはないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

**衛藤委員長** これより生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として吉富議員、堤議員に出席いただいております。

それでは、付託案件の審査を行います。

はじめに、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**山本生活環境部長** 冒頭、生活環境部を代表して、一言申し上げます。

この度、ジオパーク事業を担当する当部職員が収賄容疑で逮捕されるという事態が発生し、議員の皆様には、大変な御心配をおかけして申し訳ありません。

現在、捜査中ではありますが、本件については、県民の行政に対する信頼を大きく損なうものであり、この場をお借りし深くお詫び申し上げます。

当部といたしましては、綱紀肅正の一層の徹底は言うまでもなく、再発防止に全力で取り組むことで、一刻も早い県民の信頼回復に努めてまいります。

それでは、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、生活環境部関係部分について、説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

生活環境部関係の9月補正予算額は、表の左から四つ目、補正予算額②の一番下の1億1,201万3千円でございます。既決予算額と合わせた予算総額は115億2,509万5千円となります。

次に、補正予算の具体的な内容について、説明いたします。

資料の2ページをお願いします。

まず、1番の海岸漂着物地域対策推進事業補正予算額は1,398万円です。

本事業は、7月豪雨により県が管理する港湾、漁港及び海岸に流入し、滞留したアシ類や流木等の漂流・漂着物を回収し処分するため、増額をお願いするものです。

次に、2番の私立学校ブロック塀等緊急安全対策事業費補正予算額は2,681万8千円です。

本事業は、私立の小・中・高等学校の倒壊の危険性があるブロック塀等について、撤去やフェンス等の設置に要する経費を助成するものです。

県が対象経費の3分の1を補助し、設置者負担の軽減を図ります。なお、国庫補助金の採択がある場合は、国庫3分の1補助に、県が6分の1上乗せすることで、全体で対象経費の2分

の1を補助します。

最後に、3番の県央飛行場機能強化事業補正予算額は7,121万5千円です。

本事業は、緊急消防援助隊のヘリベースに位置付けられている県央飛行場の機能強化を目的として、給油施設を増設するもので、実施設計が完了したことから、施設の建設に着手するものです。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、本案のうち生活環境部関係部分について、さきほど審査しました福祉保健部関係とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、第93号議案大分県食の安全・安心推進条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**小林食品・生活衛生課長** 議案書27ページ第93号議案大分県食の安全・安心推進条例の一部改正について説明いたします。

資料3ページをお開きください。

1の改正の理由についてですが、農薬取締法の一部改正に伴う、引用条項の移動が生じたため、規定を整備するものです。

2の改正の内容についてですが、条例第12条食品等の安全性の確保のうち第3項第1号中の農薬取締法第11条を第24条に改めるものです。

3の施行期日は、農薬取締法一部改正法の施行日としています。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願31日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**河野危機管理室長** 継続審査となっています、日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、説明いたします。

防衛省は、本年4月6日に、平成30年度の訓練として、米海兵隊との実動訓練を陸上自衛隊西部方面隊を担当として、本年の10月から12月の間の2週間程度実施することを発表しています。

県と由布市、九重町、玖珠町で構成する日出生台演習場問題協議会（四者協）では、5月21日に九州防衛局に対し、地域住民の不安解消と安全確保のため、米軍実弾射撃訓練の将来にわたる縮小・廃止及び日出生台演習場の米軍使用に関する協定の遵守、さらには、特にオスプレイに対する県民の不安も高いことから、米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないよう配慮することについて、要請したところであります。

九州防衛局長からは、「場所等を含めた訓練計画が決まった段階で、関係自治体あて連絡する」とのことでしたが、現在のところ何も示されていない状況です。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**堤委員外議員** これは一般質問でも質問しましたけれども、四者協として、小野寺防衛大臣と米軍に伝えてという話をしていると。そういう点では、この申入れの後押しをするという意味からも、この請願は県としてはどうですか。

つまり、四者協がそういう形で九防に中止の申入れをして、それを請願としても後押しをしていると。行政が申入れしていることに、議会としてそういう要請をすることについての何か考えがあれば。

**河野危機管理室長** 請願につきましては、飽くまでここに書いていますように、日出生台での米軍演習に反対する大分県各界連絡会の代表の遠入健夫さんから出ています。

内容的には、確かに県が九州防衛局長に対して、日出生台演習場では米海兵隊との訓練を行わないように配慮するという内容になっていますので、この関係につきましては、場所等を含めた訓練計画が決まった段階で九州防衛局からは回答があるようになっています。

これはさきほど説明したとおりであり、今の段階では何も示されていない状況なので、こうしたことを鑑みまして、委員の皆さまがどう判断するかということになるかと思えます。

**堤委員外議員** これは継続審議ということで、どういう形で本委員会で審議されたかは分かりませんが、ここに書かれているとおり、今回はオスプレイを使った日米共同演習という形であるわけですね。

オスプレイというのは、一般質問で指摘したとおり非常に危険な輸送機で、オーストラリアとか、沖縄とか、大分空港で緊急着陸をしました。そういう点では、四者協としても、そういう中止の配慮をしてほしいという申入れを九防にしている以上は、それは行政としての要請です。

河野室長の説明では、実施場所も決まってい

ないと言っていましたけれども、しかし、それは行政も一緒なんです。行政も、決まっていなくても、中止の申入れをしている。だから、県議会としてもそういう中止の要請を今すべきじゃないのかなと思いますけどね。

**衛藤委員長** 堤委員外議員から、この委員会での議論があったか知らないけどとおっしゃいましたが、前回出ていますよ。

**堤委員外議員** 継続審議ですよ。

**衛藤委員長** 継続にあたって、前回の継続の判断のとき、委員会に堤議員は委員外議員で出られていますから。

**堤委員外議員** 継続審議した後、この間の数か月間、この内容についてはどのように審議をしたのかは知りませんという意味です。

**衛藤委員長** 分かりました。

ほかにないようですので、これより、請願の取扱いについて、協議いたします。

いかがいたしましょうか。

**嶋副委員長** 6月の委員会でも議論をしたところですが、今説明があったように、6月の委員会時も九州防衛局から具体的なものは何も示されていないということで継続審査という判断を委員会としてさせていただきました。その状況に変化がない以上、我々も判断を変えるわけにはいかないので、継続審査を求めたいと思います。

**衛藤委員長** それでは、継続審査についてお諮りいたします。

本請願は、継続すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本請願は、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①及び②の報告を続けてお願いします。

**山本生活環境部長** お手元の資料の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

目標達成度の評価方法等については、既に福祉保健部から説明していますので、省略させて

いただきます。

別冊の3ページを御覧ください。

生活環境部に関する施策は、安心の分野の政策欄の4 恵まれた環境の未来への継承～おおい  
たうつくし作戦の推進の四つの施策と、5 安全  
・安心を実感できる暮らしの確立のうち、(3)  
から(5)までの三つの施策と、6 人権を尊重し  
共に支える社会づくりの推進、8 多様な県民活  
動の推進の施策、9 安全・安心な県土づくりと  
危機管理体制の充実のうち、(1) (2)

(4)の三つの施策、次の4ページになります  
が、活力の分野の政策欄の3男女が共に支える  
社会づくりの推進の施策、次の5ページにな  
りますが、発展の分野の政策欄の1生涯にわた  
る力と意欲を高める、「教育県大分」の創造の  
うち、(6)の施策となっております。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策  
であり、それぞれ目標達成に向け取り組ん  
できましたが、それぞれの施策において設定  
している指標の主なものを説明いたします。

48ページを御覧ください。

まずは、成果が上がっている指標です。

施策名、健全な食生活と地域の食をはぐく  
む食育の推進です。

II 目標指標の朝食を毎日食べる児童生徒の  
割合の達成度は98.7%となっております。

栄養教諭等が使用する小学生向けの食育の  
副読本を作成し、食育に関する授業を実施し  
やすいように支援したことや、大勢の方と食  
事を楽しむイベントである「ロングテー  
ブル」を4市で開催し、食べる楽しさや  
おいしさを実感し、食育に対する理解が  
進んだこと等により、朝食を毎日食べる  
児童生徒の割合も増加しています。

また、今年6月に食育推進全国大会を開  
催し、予想を超える約3万3,500名の  
来客があり、好評をいただいたところ  
です。大会を通じて、食育関係者間の  
ネットワークが拡大しましたので、今  
後はそのネットワークを活用して、さ  
らに食育を推進してまいります。

66ページを御覧ください。

次に成果が上がっていない指標です。

施策名、災害に強い人づくり、地域づくりの

推進です。

II 目標指標の自主防災組織避難訓練等  
実施率の達成度は69.2%となっております。

これは自主防災組織が避難訓練などを行  
った割合で、目標値85%の実施を目指  
しましたが、58.8%にとどまりました。

昨年の九州北部豪雨や台風第18号によ  
り、被害の大きかった市町では訓練より  
も復旧・復興が優先されたことや、高齢  
化や過疎化の進展に伴い、訓練実施の  
核となるリーダーが不足し、避難訓練  
などの活動自体を行うことが難しい地  
区が増加していること等が考えられます。

市町村に対しては、引き続き自主防災組  
織等による避難訓練等の実施を促すと  
ともに、地域における自助・共助の取  
組の中心となる防災士の養成やその  
スキルアップのための研修を推進し  
ていきます。また、高齢化等の要因に  
よって避難訓練等の実施が困難な自治  
会等に対しては、避難訓練の実施と定  
着を図るため、訓練の計画から実施  
までを直接支援する訓練押しかけ支  
援隊として、行政や防災関係者で構  
成される専門チームを派遣し、地域  
防災力の向上を図っていきます。

**小林食品・生活衛生課長** 生活環境部が  
所管する公社等外郭団体の経営状況  
等を報告いたします。

県出資法人等の経営状況報告概要書  
お開きになり、目次を御覧ください。

当部が所管する団体としましては、出  
資比率が25%以上等の指定団体は、  
9番公益財団法人大分県生活衛生営  
業指導センター、次のページの出資  
比率が25%未満のその他の出資等  
団体は、6番の公益財団法人大分県  
環境管理協会の、合計2団体とな  
っています。

このうち、食品・生活衛生課が所管  
する公益財団法人大分県生活衛生営  
業指導センターの経営状況を報告  
いたします。

9ページをお開きください。

項目2のとおり、県の出資金は200  
万円で、出資比率は40%とな  
っています。

項目3の事業内容ですが、本セン  
ターは、生活衛生関係営業の運営  
の適正化及び振興に関する

る法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されております。

主な事業としては、理容・美容・旅館業など、生活衛生関係営業者の経営の健全化についての相談及び指導、後継者育成支援等を行っています。

項目4の29年度決算状況について、左側一番上の経常収益は、1,964万9千円となっており、そのうち1,732万4千円が国及び県からの補助金であり、収入のうちおよそ9割を占めております。なお、下線を引いています当期正味財産増減額は、7万2千円の増となっております。

項目5の問題点及び懸案事項について、本センターは経常収益のおよそ9割を補助金が占めていることから、収益事業の利用者を増やすことや相談者の増加が課題となっております。

これらの課題については、項目6の対策及び処理状況に記載したとおり、パンフレットによる周知活動や研修の種類を増やし、受講しやすい環境を整えるなど、収益向上対策に取り組んでいます。また営業店舗の物件紹介など、事業者のニーズに応じた相談メニューを増やしており、相談件数の増加にも取り組んでいます。

**梶原循環社会推進課長** 循環社会推進課が所管する公益財団法人分県環境管理協会の経営状況について報告いたします。

県出資法人の経営状況報告概要書34ページを御覧ください。

項目2のとおり、県の出資金は100万円で、出資比率は2.5%となっております。

項目3の事業内容ですが、この法人は、浄化槽法に基づき、知事が、浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の検査機関です。

項目4の29年度決算状況について、経常収益は4億3,025万1千円となっており、下線を引いています当期正味財産増減額は1,274万2千円の増となっております。

項目5の問題点及び懸案事項項目、6の対策及び処理状況についてです。

法定検査の受検率につきましては、平成29

年度はやや改善しております。引き続き、受検率の向上につながるよう、正確な設置基数把握のため浄化槽台帳の整備を行うなど取組の強化を図ります。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に際し、国・県・市町村が行う補助に対して、協会独自の事業として、さらに上乘せを実施しているところですが、今後も合併処理浄化槽への転換を促進する必要がありますので、継続して実施することとしています。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

**志村委員** 総合計画の実施状況ですけれども、北海道の地震の状況を見てみると、避難といつて、なかなか避難する人は少ないというのが現実ですね。一方、避難を全員がしてしまったら本当にパニックになるような状況もあり得るかと思うんですね。

避難を促進するけれども、どのようにするのかは難しいと思うんですね。

だけど、避難勧告が出たとき、避難をどう促すのかは大きな問題だと思うので、今回初めて災害の、特に市町村の支援の連絡が入りましたよね。だから、そことよく連絡が取れるような体制づくりが必要と思っております。

そのためには、末端の区まで詰めることがいいのではと思っておりますのでその考えについて。

もう一つは、北海道のときには電源がストップしてしまったが、その場合、我々はテレビで今どんな状況か分かるけれども、携帯ラジオしか使えない地元の被災地域の方々は全く情報がないということですね。

だから、避難場所である公民館であれ、体育館であれ、そこで最低限非常電源とテレビなどがあれば、情報がきちっと届くようになると思うんですね。

現実的に今、体育館でテレビを置いているところはないですね。また、本当に非常電源があるかどうか分かりませんが、その二つをこれからどう整備していくかというのも、情

報という意味で大事なことと思っております。

それから、難しい問題だと思うけれども、携帯電話が使えないということをどう解決するかをよくよくメーカーとも相談しながら、安否確認を含めて、研究してほしいと思っております。  
**牧防災局長** 避難につきましては、やはり防災の原則として、自助、共助というのが一番大事であると思います。その中で自助については、やはり自分自身が、災害が起きている状況を正しく受け止めるというのが必要かと思えます。

避難については、例えば、大雨の洪水の中での避難ということになれば、平屋であれば当然避難しないと危ないと思えますけれども、中にはマンションの高層階に住んでいる方もいらっしゃいます。そういった方は、避難するよりもそこにとどまったほうが正しいということもあります。まず、自分がどの場所において、こういった災害が起きているかをしっかり把握して、必要な情報を受け取ることが必要かと思えます。

そのためには、やはり防災教育が必要かと思えます。防災教育と避難訓練ですね。こういったときにはこの場所に避難するということをし、しっかり情報提供する必要があると思えます。

停電の関係ですが、これもやはり重要な問題かと思えます。

公共施設、主に役所や大きな公民館とかについては非常用電源がついているので、それを活用して、自家発電しながら電源の供給することはあると思えます。

また、北海道の場合は、携帯電話の会社が自分のところで自家発電を持っていたということもあるかと思えますけれども、一般の方に充電する施設を提供したということもあります。

また最近では、学校の体育館等ですが、体育館には非常用電源はありませんけれども、外部の電源車から電源を供給する入口が付けられるということもあります。そういったものを活用して、電源車が来たときに接続してきちんと電源を使えるとか、そういった設備もだんだんと普及しているようなので、今後検討する必要があると思われま。

**志村委員** 市町村では区まで下ろせば、ほとん

ど世帯の方々はどういう人が住んでいるのかよく分かっていらっしゃるのでは、まず、御高齢の方から先に避難してもらおうというのが具体的に見えてくると思うんですね。そこまで掘り下げるようにぜひ御指導していただければと思います。

電源についてですが、最近、ガスボンベなど、ガスでも電源になるんですよ。隣に調理室があるような体育館ではそれを使えるので、公共施設、特に学校施設は避難するときには必要かと思えるので、検討していただければ有り難いと思っております。

**戸高委員** 自主防災組織の訓練実施率ですが、これの参加率というのは大体どうなっているか分かりますか。

**牧防災局長** この実施率というのが参加率と誤っていただいて結構です。

自主防災組織というのは、約3千の組織がありますけれども、そのうち何千組織が参加したかということを出しています。ですから、イコール参加率と判断していただいてよろしいかと思えます。

**戸高委員** 参加した方々。

**牧防災局長** 人数です。

今回ここで対象となる自主防災組織は、30人以上の地域というくくりをしています。30人以上の自主防災組織の地区で避難訓練を実施した率です。

今、委員が質問されました実際参加した人数がどれぐらいかは、今手元には資料がありませんが、市町村等に問い合わせれば出てくると思います。

**戸高委員** 自主防災組織の訓練における課題は、いかに参加者を増やすかということである。自主防災組織の防災士の役割は何かということを考えて、どれだけの人が参加したかを把握することも大事ではないかと思っておりますので、ぜひしっかり把握していただければと思います。

**嶋副委員長** 災害時に最も大事なものは、人々の防災意識、減災意識だと思うんですよ。その意味で、この自主防災組織の避難訓練及び防災教育、あわせて行う防災教育はとても大事だと思



います。

数ある評価項目で唯一のC評価で、これはしっかり力を入れていく必要があると思うんですが、理由に訓練よりも被災者支援が優先されたとあります。これは県内では日田とか津久見とか一部の地域だと思います。

そこら辺を除いた実施率も把握していると思うんですが、それを念頭に置いて、めり張りのある支援を地域ごとにしていく必要があると思いますが、どんなふうにお考えですか。

**渡辺防災対策企画課長** 市防災組織の避難訓練の実施率ですけれども、平成26年は44.3%だったものが平成29年で58.8%ということで伸ばしております。

県の防災アドバイザーの派遣等をしながら、地域に避難訓練等の実施を促していますし、今年度から訓練の未実施、3年間のスパンで訓練をなかなか行えない自主防災組織を抽出して、そちらの地域に対して、県と市町村の防災の専門家等で組織する訓練押しかけ支援隊というチームを作り、計画段階から実施に至るまでの支援をすることで、きめ細かな取組を行っているところです。

率が低くて大変申し訳ないんですけども、そういう取組をしながら、訓練の実施率を上げたいと考えております。

**嶋副委員長** 中には、自主防災組織で、訓練はやっているけれども、中身の濃い訓練ができていないかどうか、そうではないところも少しはあると思うので、中身を濃くしていくための後押しもお願いしたいと思います。

**山本生活環境部長** 最近、災害が多いということで、それ自体は残念なことではあるんですけど、県民の皆さまも映像に映し出されるものを見て、非常に防災に対する関心が高まっております。

委員がおっしゃられた防災教育を今関心が高まっているときに市町村と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、続いて、③及び④の報告を続けてお願いします。

**河野危機管理室長** 大分県国民保護計画の変更について説明申し上げます。

議案書では339ページですが、資料により説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

資料の右下に記載しているとおり、国民保護法の規定に基づき、本年6月26日に閣議決定を受け、大分県国民保護計画の一部を変更しましたので、今議会に報告するものです。

今回の変更は、緊急事態連絡本部と国民保護対策本部の組織の変更です。武力攻撃やテロ等の緊急事態が発生した場合、まず、初動連絡体制として、緊急事態連絡本部を立ち上げ、国からの事態認定後は、国民保護対策本部に移行し被害の最小化を図ります。

この二つの本部組織については、大分県地域防災計画に規定されている災害対策本部の組織を準用しています。本年、災害対策本部の組織改正が行われたため、国民保護計画の本部組織の改正を行ったものです。

資料の5ページをお開きください。

今回の組織の主な変更点としては、県内市町村に対する他県等からの人的支援をスムーズに受け入れるため、左下にあります、受援・市町村支援室を設置するとともに、被災した留学生や外国人観光客等の支援を行うため、真ん中の上の方にあります被災者救援部に外国人救援班を設置したところです。

**御沓うつくし作戦推進課長** 第3次大分県環境基本計画の平成29年度における実施状況について、資料の6ページをお開きください。

本計画は、平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、五つの基本目標を掲げ環境関連事業を展開しています。

7ページをお開きください。

平成29年度はおおいたうつくし作戦をはじめとする様々な環境施策の中で、環境教育参加者数が1万人を超えるなど、目標をおおむね達

成し、着実に第3次環境基本計画を推進することができたものと考えております。

本計画の進捗状況は50項目の環境指標により毎年確認するとなっております。

8ページの環境指標一覧を御覧ください。

指標ごとの具体的な評価について示しております。目標達成率90%未満の未達が5項目ありますが、そのうち3項目について、その理由を説明いたします。

5番の災害に強い森林づくり実施面積は、29年度目標値累計210ヘクタールに対して、実績値が183ヘクタールとなっています。これは、中津市、日田市、竹田市で計画していた事業地が、昨年7月の豪雨災害により一部実施困難となったことによるものです。

9ページの26番の海岸清掃参加者数は、海岸清掃シーズンの7月から10月に天候不良や自然災害が重なり、清掃活動自体が行われなかったことによるものです。

10ページの45番のグリーンツーリズム宿泊延べ人数は、平成28年度の熊本地震の影響が依然として続いており、学生の安全確保が重要視される教育旅行が伸び悩んだことによるものです。

第3次環境基本計画につきましては、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたを目指して、引き続き各種施策を推進してまいります。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

**玉田委員** 国民保護対策本部の変更での説明ですが、前回の変更は昨年6月20日で、今回は1年後にまた組織が変わるといえるか、一つ増えるということですが、実際、年度途中でこのような人事の配置も含めた対応は可能でしょうか。

**河野危機管理室長** それは、年度途中で事務の異動ということを言われているんですね。

**玉田委員** 要するにこの組織図を見ると、例えば、年度の途中で受援・市町村支援室ができる、9の右側の表でどこかのピースに当てはま

っていた職員がこういうふうに入り出されて受援・市町村支援室に来たときに、実際の指揮命令系統はしっかり機能するののかということ。

また、多分この中では、兼任が多いのではないかと想像するが、その組織全体のバランス、人事的なバランスは大丈夫なのか。

**河野危機管理室長** これは飽くまで組織の中で、例えば、受援・市町村支援室につきましては、県外からの受入れ派遣や市町村に対する応援をするために受援・市町村支援室を設けたものです。

その代わり、昨年度あった広域応援対策班を廃止し、より機能する方向で組織の変更をしています。

**玉田委員** 私たちから見ると、1年に1回こういう組織が変わるといえるのは、少し大丈夫かなというイメージがあるが、その辺の指揮命令系統はしっかりしているということですね。当たり前のお話ですけど。

**河野危機管理室長** しっかりと指揮命令ができるという認識でいます。

**木田委員** 同じく保護計画ですが、変更ということで、先般9月6日の訓練を見学させていただき、本番さながらのすごい緊迫感のある素晴らしい訓練だったと感じました。

今回、主な変更点、4ページの右下にあるとおり、外国人の対応が変更になっている。北海道は今回地震でしたけど、かなり外国人の避難に苦労されたという記事も見ましたが、今回の訓練を通じて気づきとかがあれば御教示いただきたいと思います。

**河野危機管理室長** 今回の訓練は、来年のラグビーワールドカップ2019を前提に訓練をやっています。

いわゆる外国人の方が多いということで、訓練の中でも、例えば、通訳の方がどうなるのかを考えて実施しています。

来年5試合、大分で試合がありますので、それを意識し、訓練を積みながら、来年のラグビーワールドカップの中でもし仮にそういった緊急事態が生じた場合には対応できるようにしていきたいと考えています。

**木田委員** 当日、指揮を執られた梶原防災危機管理監、何か訓練で感じたことはありますか。  
**梶原防災危機管理監** 今回の訓練は、飽くまでもラグビーのワールドカップ大会の開催中ですので、試合をやっている最中を想定しています。そういうときには案内等があるため、多言語対応の通訳の方があらかじめ配置されるわけです。

したがって、その方たちがいざ何かあったときに通訳やいろんな役をやらせてもらっても、事前に前段から分かっているのです、スムーズに行く。

しかし、実際にそういう場ではない、例えば、公共施設、大型集客施設などで突然にこういう事態が起こった場合に、あらかじめそういった準備は、準備の段階では足りていないということがあります。

そのときにどうやってそういった方々の手配をしていくのかは、また違う訓練を通じて、常日ころから確認しておく必要があると感じております。

それから、訓練全般では、大銀ドームに4万人が収容されています。その方々に被害が出たときに、4万人をどのようにして避難をさせるのかは、改めて訓練をやってみて、非常に難しさを感じるところです。

今度9月26日には別府でまた同じような、今度はキャンプ地において爆発事案があったということを想定した訓練を実際に実動でやってみようと思っています。

この図上訓練と、あわせて実動訓練を終わって検証してみて、来年9月のラグビーワールドカップの本番に備えていきたいと思っています。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、⑤及び⑥の報告を続けてお願いします。

**森崎県民生活・男女共同参画課長** 第4次おおい男女共同参画プランの実施状況について、説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

まず、第4次おおい男女共同参画プランの

概要ですが、このプランは、平成28年度から平成32年度を計画期間とするものです。

資料の右上に記載していますが、この計画が目指す男女共同参画社会の姿としては、一つ目に固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県、二つ目に、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県、三つ目に、男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県とし、中央の男女共同参画社会の実現を総合目標に、男女共同参画に向けた意識改革、男女が安心できる生活の確保、女性の活躍推進の三つの基本目標に沿って取り組んでいます。

当プランの実施状況ですが、12ページをお開きください。

第4次プランでは、25の指標を掲げ取り組んでいます。13ページにある18番目以降の指標は、5年に1回の調査で来年度調査となるため、平成29年度の実績値があるものは、17番までの指標で、そのうち32年度の目標値に対し、既に達成率が90%以上となったものが過半数の9指標もあり、予想以上に順調に進んでいます。

今後とも、平成32年度の目標達成に向けて、さらなる取組を進めてまいります。

**安藤私学振興・青少年課長** 青少年の自画撮り被害の防止について、説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

1現状についてですが、県が昨年度実施した調査によると、青少年の約9割がインターネットを利用しており、そのうち、中学生の6割強、高校生の9割強がツイッターなどのSNSを利用しています。また、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、自画撮り被害が発生しており、表に記載したとおり、自画撮り被害は増加傾向にあります。

2の現在の対応としましては、児童ポルノ等を所持、製造等をした場合は、いわゆる児童ポルノ禁止法によって処罰することができます。

ただし、次の3問題点にあるように、一たびネット上に流出した自画撮り画像を回収するこ

とは極めて難しいことから、要求行為自体を規制することが重要ですが、刑法上の脅迫や強要に該当しないやり方で不当に要求されることが多く、現行法令で取り締まることは困難な状況です。

4の対策についてですが、県の青少年の健全な育成に関する条例を一部改正します。改正案としましては、四角囲みの中にあるとおり、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止を新設しまして、拒まれたにもかかわらず児童ポルノ等を提供するように求めることなど、不当な要求行為について規制いたします。また、あわせてこれに違反した者に対しては、罰金刑の罰則を適用することを検討しています。

5の他県の状況についてですが、東京都、兵庫県、京都府の3都府県が既に同様の改正条例を施行済みです。

6の今後の予定については、10月にパブリックコメントを行いまして、本年第4回定例会に上程する予定です。

**衛藤委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**堤委員外議員** 今、説明のあった児童ポルノ等、この等の規定というのは何かあるのか。具体的にこの中にどういうものが入るか。

**安藤私学振興・青少年課長** 児童ポルノと申しますと、まず物、写真とか、あるいは電磁的記録に係る記録媒体、CDとかですね、その物が児童ポルノです。児童ポルノ等になると、今度は記録された物でない無体物、インターネットで送ることを規制する意味での児童ポルノ等ということで総称しています。

**堤委員外議員** 等というのは、インターネット上に流出する、カメラの中に入っているのではなく、流出するということの規制をするというだけの意味で等ですね。

**安藤私学振興・青少年課長** そうです。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これ

で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

その他でお伺いしたいんですが、昨年のお話で恐縮なんですが、平成29年6月23日の委員会で、県産米や県産の食品を行政の関係で学校等では使用を推進していただいています。県内の企業等に対してそういった県産品の普及は、まだその当時行われていない、これから検討していきたいということでした。その後の状況を教えていただきたいということが1点。

もう一つは、消防団員の在り方について、消防団員、地元の方々から県庁、市役所の職員さんが全然入っていないというお叱りをいただくことがあります。

ただ、県庁や市役所、会社勤めの方の働き方のサイクルと消防団の活動がなかなか合わないところがあり、それが増えない一つの原因ではないかと思っています。

そういった方々に対してもどうやって消防団活動を普及していくかの検討をぜひ進めてくださいということでした。その時は、検討を考えるとこの話でしたが、その後の状況を教えてください。

3点目は、職員の逮捕についてです。

逮捕された職員は否認しているということで、実際にあったかどうかについては、言及は差し控えたいと思います。

ただ、今回の逮捕という事態に関しては、一つは、いろいろな報道でもありました人事の問題。1人の職員が長い時間担当し過ぎたという問題があると思います。

これに関しては、こういった逮捕になる前にきちんと他の方を手当てしておけば、引継ぎを行う等で余人をもって代え難いという状況にはならなかった可能性もあります。

調べていただいたところ、今のところはこういった人事の問題、長期にわたる担当の事例はないということでしたので、今後こういったことがないように改めてお願い申し上げます。

一番大事なものは、ジオパーク事業について、これからどうしていくかだと思います。

一般質問等の御答弁でも、変化はない、大丈

夫だという話がありました。余人をもって代え難いほどのキーマンであったという話ですが、これからその穴埋めをジオパーク事業の中でどう対応していくのかについて、具体的な対応策をお聞かせいただきたい。

以上3点についてお伺いいたします。

**小林食品・生活衛生課長** 県産食材の民間企業への働きかけについてです。

農林水産部の地域農業振興課が地産地消キャンペーンというところで、県内33事業所に対して社員食堂における県産食材の積極的な使用について、昨年の秋、お願いしております。

今回、いくつかの事業所に確認したところ、事業所の中は委託業者ということで調理業者が入っているため、いろいろ難しい面もありますが、なるべく県産食材を活用するように努力しているところや、大手の委託業者が入っている事業所では、ほぼその地域の県産米、野菜を使うなどを目標にしているところもありました。

県産米の消費拡大については、大分県米消費拡大推進協議会を中心に様々な取組を行っています。

その中で当課にも関係しますが、別府大学の短期大学部食物栄養科の育ドル娘さんがごはんで元気！PR大使ということで委嘱されて、様々なイベントで県産米のPRなども行っています。

**大城消防保安室長** 消防団の多様な在り方についてですが、消防団については、いわゆる基本団員とは別に機能別の消防団員であるとか、大規模災害時にのみ活動してもらう団員さんといったところで募集をしています。大分県内の18市町村については、やはり人口減少等により、基本団員がどうしても少なくなっており、基本団員を優先して募集しているような状況です。

機能別の団員とか大規模災害団員を募集しますと、反対に基本団員からそういう団員のほうに流れていくのではと、危惧している市町村も多く、機能別とか大規模災害隊員等を導入している市町村も全体で5市しかないという状況です。

毎年、先月末も私が各消防団を訪問させていただいて、団長さんといろいろ意見交換しながら、どうやって団員を増やしていくか、意見交換をしたところですので、地元と団とで継続的に話し合いをしながら、団員が少しでも増えるように検討してまいりたいと思っています。

**藤本生活環境企画課長** 私からは、今回の逮捕の関係で人事面についてお答えさせていただきます。

委員長から御指摘のとおり、今回はジオパークの事業に関連して、平成23年から7年と約半年にわたっての事業従事という実態がありました。

平成25年のジオパークの認定、29年の再認定ということで、この間に重要な業務を成し遂げるために専門的な知識を有する職員を配置したいということがあり、生活環境部から総務部にも要望し、従事が長くなった。今後、原則3年から4年の従事の中できちっと後任を育てるような人事を目指していきたいと考えています。

**山本生活環境部長** 現在のジオパーク事業の取組です。

職員が逮捕されて以降は、自然保護推進室の室長及び班総括が業務の多くを担うように窓口となっております。

人事課に職員の配置を依頼しており、10月1日付けで職員を1名配置することができましたので、新体制でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

豊後大野市や姫島村の関係者の勉強会などの集まりには出向き、皆さん方の県に対する御要望も伺いながら、進めているところです。

当面は、地域の取組をしっかり支援することと、来年11月に予定している全国大会の2本立てでしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

全国大会は、県がしっかりとリーダーシップを執ってやっていきたいと考えています。

**衛藤委員長** ジオパークについては、全国大会が控えていることもあり、関係する姫島村、豊後大野市の皆さんの不安もしっかりと解消して

いきながら進めていただければと思います。

一つ目の県産米の推奨ですが、今、政府が企業に賃上げを要請するような時代ですので、県が企業に県産米を推奨しても全く問題はないと思っています。

さきほどの御答弁だと、調査は行っているが、実際に推奨する活動までいっていないのではと疑問を持ちます。推奨することも別に特別な費用がかかるような話でもないですし、地元で頑張っている農家の皆さんの後押しにもなりますので、しっかりと進めていただければ、こちらは今日は要望にとどめさせていただきます。

**堤委員外議員** 今の逮捕の関係については、マスコミの報道でしか私たちは分からないんですね。だから、あそこでその状況を見ると、結局、一人の方がずっと担当されて、癒着のような感じで延べ300万円の振込みがあったという状況ね。

教職員の汚職問題のときも、一人の担当者がずっとやってきたと。非常に大きな問題で、あれだけの大事件になったんですね。

そういう契約や入札、発注などは、複数でチェックする機能がなかったからこういう状況になったという思いが強いんです。

そういうチェック機能というのは、これからどういう形でされるんですか。

**藤本生活環境企画課長** 議員御指摘のように、チェックが十分に行われていなかったのではないかとということで、今回の事件、平成26年度の包括外部監査のときにも指摘等がされていた内容も踏まえて、毎年行われる監査の内容などについて、指摘された全所属に今の状況はどうかを確認しました。

その中で、対応はされているけれども、どの程度まで対応されているかは今後の課題ということで、契約の事務を開始するときに、果たしてこの契約が随意契約でいいのかどうかという判断、随意契約にするのであれば、見積業者がこの業者でいいのかも含めて、どこまでチェックしていくかを今後部の中でも徹底していきたいと考えています。

また、それについては、やはり所属長が最終的な判断、決定をするという位置付けになるので、所属長を含めたところまで契約事務や会計事務の研修等を実施していきたいと考えています。

**堤委員外議員** この問題は、生活環境部だけの問題ではない。県全体の、土木も農林もあるし、そういう全体の契約、つまり、非常に大切な税金が絡んでいるような事件という認識で、全庁でこの問題は見直しというか、それはここが旗を振ってやるべき思うが、それは要望しておきます。

**玉田委員** 一般質問でも取り上げましたけど、このジオパークの問題、とても頼りにしていますので、この間の一般質問の答弁も聞きましたし、今も話がありましたので、ぜひリーダーシップを持って進めてほしいと思います。

人事の関係で藤本参事監が少し触れましたけれども、3年から4年という話でしたけれども、いわゆるまちづくりや地域づくりに関わる部署は、どうしてもそこの人間関係やネットワークの中でやっていかざるを得ないところもある。今まで培ってきたネットワークがそこで一旦切れることがないように、十分配慮して進めていただきたいと思います。

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

[生活環境部、委員外議員退室]

**衛藤委員長** それでは、内部協議を行います。まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**衛藤委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

以上で、本日の審査は終了しましたが、最後

に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。